

懇談会の論点案

消費者政策の目的は、消費者の権利実現を通じて、消費者が主役である経済社会、すなわち「安全で信頼できる市場」、「質の高い市場」を目指すことである。消費者の権利実現にあたっては、消費者の自立を支援するとともに、脆弱な消費者の存在を前提とし、「誰一人取り残さない」ことが基本姿勢となる。

また、消費者政策は、消費者問題が社会問題化した際の緊急時の危機対応と、平時のリスク管理対応という両者のいずれにも対応できることが必要である。

さらに、消費者政策の推進において、情報の格差等から生じる課題を類型化し、政策的な対応を考えるにあたっては、経済社会に対する規制の直接的な影響だけでなく、間接的な規制の影響も利害関係者間で認識を共有される必要がある。

そのため、消費者政策の専門人材を育成・確保することにより、消費者政策の目的に沿って体系化された枠組（フレーム）が公共的な知識として社会で共有され、知のプラットフォームが構築される必要がある。

1. 消費者政策を体系的に学ぶための枠組（フレーム）をいかに共有知とするか

・消費者基本法に掲げる消費者の権利（安全の確保、選択の機会の確保、必要な情報の提供、教育の機会の確保、消費者の意見の反映、消費者被害の救済）に即して、学際的に学ぶ必要があるのではないか。

・消費者政策の枠組として、消費者側の消費者行動論（意思決定論）と、事業者側のマーケティング論とが車の両輪として位置づけられるのではないか。すなわち、経済全体でみて、事業者に消費者志向経営の意識が浸透して適切な取引条件の設定等がさらに拡大・普及し、消費者による合理的な選択が進むことにより、悪質な事業者の活動領域を縮小させることができるのではないか。

・消費者政策を体系的に学ぶための枠組を構築する意義として、以下の点があげられるのではないか。

1) 行政や企業、非営利部門など社会の様々な場で、体系的に学んだ者は、ミクロ的な個別課題の解決にとどまらず、マクロ的な視点から事象を分析し、課題解決のための企画立案を行うための枠組を得ることにより、課題への対応能力を高めることができる。〔社会的厚生の改善〕

2) 消費者政策の体系化が社会的共有の知識(コモン・センス)になれば、行政や企業、非営利団体等の組織内の意思決定過程において、意思決定者は、消費者政策の体系の枠組に基づく判断を行うことができる。〔意思決定コストの低下〕

3) 消費者政策の体制の枠組が社会的共有の知識になれば、消費者政策に関する社会的な合意を得る過程において、利害関係者の意思疎通(コミュニケーション)を円滑に進めることができる。〔社会的な調整コストの低下〕

2. 消費者政策に精通する専門人材を育成するために、どのような学ぶ場が考えられるか

・わが国には、消費者政策学部や消費者政策学科を設置する大学や大学院は存在しないが、学際的に消費者政策を学ぶ場として、高等教育機関における消費者政策の専門学部や専門学科の設置が必要ではないか。

・例えば、環境庁(当時)の附属機関であった国立環境研究所の沿革をみると、従来の公害研究から、地球環境問題や自然環境保全問題等の時代の新しい要請に対応するために、国立公害研究所から平成2年に国立環境研究所へと全面改組されている。環境分野のように時代の要請に対応した研究が進んだ分野では、その後、環境学部を設置する大学もみられるが、消費者政策の分野においても、公的な研究機関の設置等、時代の要請に対応する研究が進むことにより、消費者政策の履修コースに対する需要が出てくるのではないか。

・消費者行政が複雑化・多様化していく中で、「専門人材」の育成確保は重要な課題であるにもかかわらず、目先の多くの課題への対処に追われ、行政部門において人材の面まで十分に手が回らなかったのではないか。

・地方公共団体における消費者行政の推進にあたって、消費者行政部局の職員と消費生活相談員は車の両輪の関係である。消費生活相談員の専門性向上は積極的に取り組まれた反面、消費者行政部局の職員への取組は十分とはいえなかったのではないか。

・社会人が新たな学びの場で消費生活の課題を考え、大学院等で論文を書く能力を身に付けて、その成果を学術的にフィードバックすることは社会的にみて有益ではないか。また、社会人が大学院等で学ぶ意義は、専門性を身につけるだけでなく、消費者政策の関連分野におけるネットワーク作りにつながるのではないか。

・事業者が消費者政策を学ぶ場を支援する論理として、自立した消費者を育てることが将来的には市場にとりプラスになることで説明できるのではないか。自立した消費者が増えることにより、悪質な事業者の活動領域が縮小し、市場の取引コストの削減が考えられるのではないか。

・(独) 国民生活センターや全国各地の消費生活センターを消費者政策の専門人材育成の場として位置付けられないか。

・社会人が週末・夜間に働きながら学べる場作りを検討すべきではないか。また、公的資格・認証・学位等を付与できる環境づくりが重要ではないか。

3. 消費者政策の体系的な学術研究を推進するために、関係する学術団体の連携強化を図るべきではないか

- ・消費者政策の体系化を図るためには、まずは関係する学術団体の連携強化を図るべきではないか。